

2008 年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める意見書

子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。現在、本県を初め多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるようにするために、少人数教育が実施されており、保護者や子供たちから大変有益であるとされている。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体独自に少人数教育を推進することには限界がある。このため、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も広がりつつある。

一方、就学援助受給者の増大にあらわれているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでいる。自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、セーフティネットとして子供たちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教職員数などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ない。教育は未来への先行投資であり、子供たちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育を保障しなければならない。そのためには、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要がある。

よって政府に対し、下記事項について強く要望する。

記

- 1 きめの細かい教育の実現のために、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。
- 2 義務教育費国庫負担制度について、国負担率を2分の1に復元することを含め、制度を堅持すること。
- 3 学校施設整備費、就学援助・奨学金など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月21日

鳥取市議会議長 上 杉 栄 一

内閣総理大臣
総務大臣 様
財務大臣
文部科学大臣